国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release
街に、ルネッサンス
UR都市機構

令和４年１０月２７日
国土交通省東北地方整備局
独立行政法人都市再生機構

国土交通省東北地方整備局とＵＲ都市機構「災害対応の連携に関する覚書」を締結

【概　要】

この覚書は、今後の発生が予想される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害に備え、早期復旧のための連携を目的としたものです。

相互に連絡して情報収集と伝達を行うほか、東北地方整備局がＵＲ都市機構から災害対策本部へのリエゾン（情報連絡員）を受け入れ、被災建築物応急危険度判定支援などの復旧支援業務の円滑化を図るものです。

なお、ＵＲ都市機構は、これまでも大規模災害時に東北地方整備局へリエゾンを派遣し連携して災害対応にあたっていましたが、今後の発生が予想される大規模災害に備え、より連携を強化するため、この覚書を締結するものです。

１．覚書の内容

①災害発生又は発生が予想される時には相互に連絡し、被害情報を収集・伝達
②必要に応じて、ＵＲ都市機構から東北地方整備局へリエゾン派遣
③平時から、防災訓練・情報共有等で協力することで防災力向上

※別資料に覚書を添付しています。

２．覚書締結日

令和４年１０月２４日（月）

※別資料に調印式の写真を添付しています。

＜発表記者会：国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

〔問合せ先〕
国土交通省東北地方整備局　TEL 022-225-2171(代)
防災室　室　長　十枝内（としない）　美範（よしのり）（内線 2151）
課長補佐　佐々木（ささき）　和嗣（かずし）（内線 2152）
ＵＲ都市機構　災害対応支援室　TEL 045-650-0939
大西（おおにし）　謙二（けんじ）、秋元（あきもと）　徹（とおる）
広　報　室　TEL 045-650-0888
輿水（こしみず）　鷹（よう）、大西（おおにし）　拓己（たくみ）

（別資料）

【調印式の写真】



左から、ＵＲ都市機構中村災害対応支援室長、国土交通省東北地方整備局佐藤統括防災官

災害対応の連携に関する覚書

国土交通省東北地方整備局（以下、「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下、「乙」という。）は、災害対応の連携に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、国土交通省東北地方整備局管内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとした大規模災害（地震・津波、風水害及び火災等）により被害が発生又は発生が予想される場合（以下、「災害等が発生した場合」という。）において、災害等による被害からの早期復旧のために甲と乙が連携することを目的とする。

（被害情報収集・伝達）

第２条　災害等が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第３条　乙は、甲の要請があった場合又は乙が必要と判断した場合、甲の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

２　甲は、乙から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、第２条に係る連絡の体制を事前に定め、互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度報告するものとする。

（平時の協力）

第５条　甲及び乙は、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等にあたって相互に協力し、連携強化及び防災力の向上を図るものとする。

（有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、締結した日から令和５年３月３１日までとする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれかからも何ら申出のないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から１年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

３　本覚書締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本覚書は廃止することができる。

（その他）

第７条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書２通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　4 年 10 月 24 日

甲　国土交通省東北地方整備局
統括防災官
佐藤正明

乙　独立行政法人都市再生機構
災害対応支援室長
中村陽介